

複数の工事を一の工事とみなす場合の 京都府発注工事における取扱いについて

指導検査課

「建設工事と技術者の配置について」において、「同一の建設業者が契約を締結する複数の工事であって、当該複数工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合には、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理すること」を認めています。当面の間、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 同一の工事とみなす複数工事の考え方

- (1) 同一の建築物又は連続する工作物とは、主たる工種（積算体系のレベル2）が同一で、工作物が接しているものをいう。
- (2) 同一の主任技術者又は監理技術者が管理できる複数工事の件数は、同時に2件までを上限とする。
- (3) 施工ヤードが隣接するのみの工事は、同一の工事とみなさない。
- (4) 請負代金額が次の表に掲げる上限額以上の工事は、同一の工事とみなさない。

業種区分	上限額
土木一式工事(PC工事を除く)、舗装工事、造園工事	1.2億円
建築一式工事	3.0億円
電気工事、管工事	1.5億円
その他	5.0億円

- (5) 京都府発注の工事にあつては、総合評価競争入札による工事は、同一の工事とみなさない。

2 承諾方法等

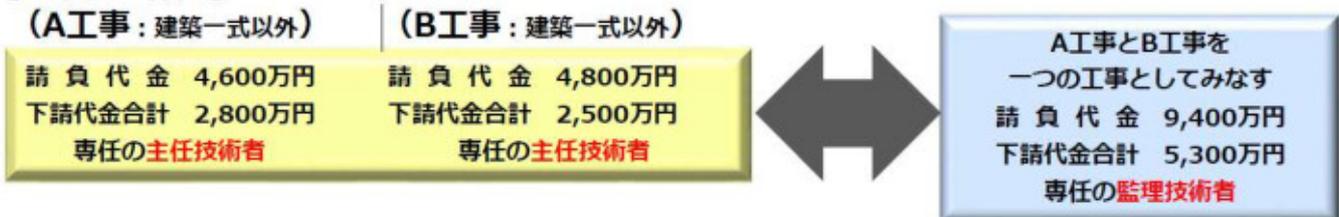
「複数工事を同一工事として取り扱うことに関する承諾書」により協議し、承諾を得てください。ただし、京都府以外の注文者（発注者）が行う書面による承諾については、自由様式とします。

3 留意事項

これら複数工事を一の工事とみなした取扱いとなるため、

- ・同一の工事とみなす複数工事の請負代金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。
- ・同一の工事とみなす複数工事に係る下請金額の合計を4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上とするときは、特定建設業許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。

[元請の場合]



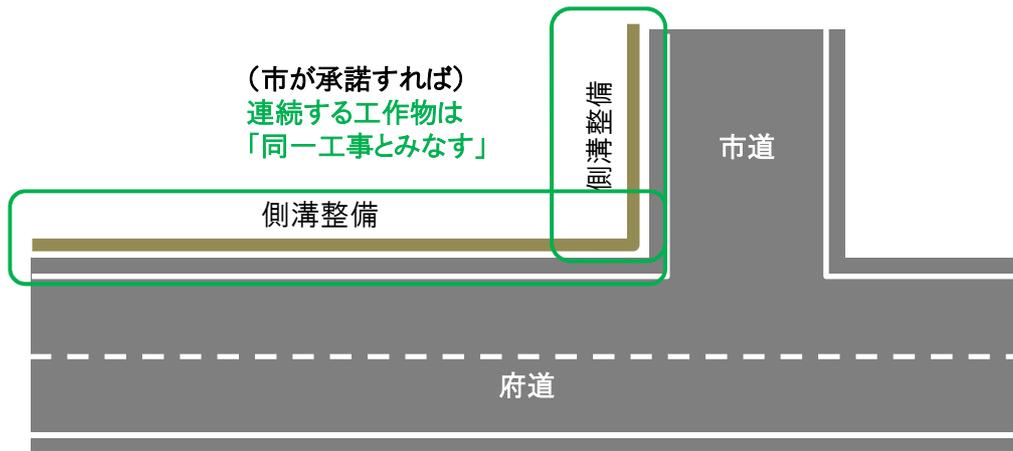
「建設業法の基づく適正な施工体制と配置技術者」(国土交通省)より

4 適用開始日

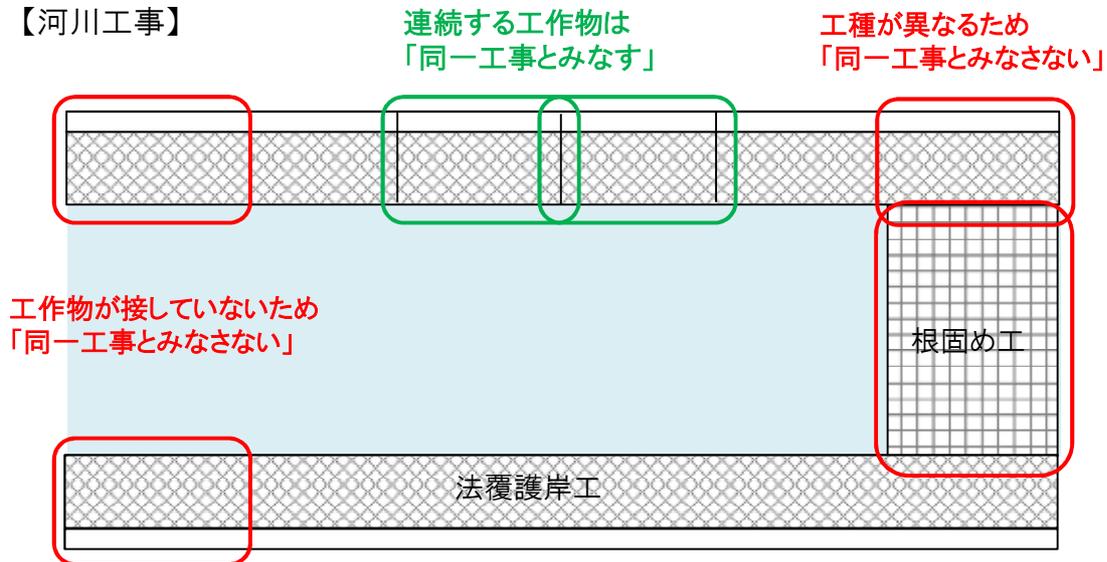
令和6年12月2日から適用します。

5 具体例

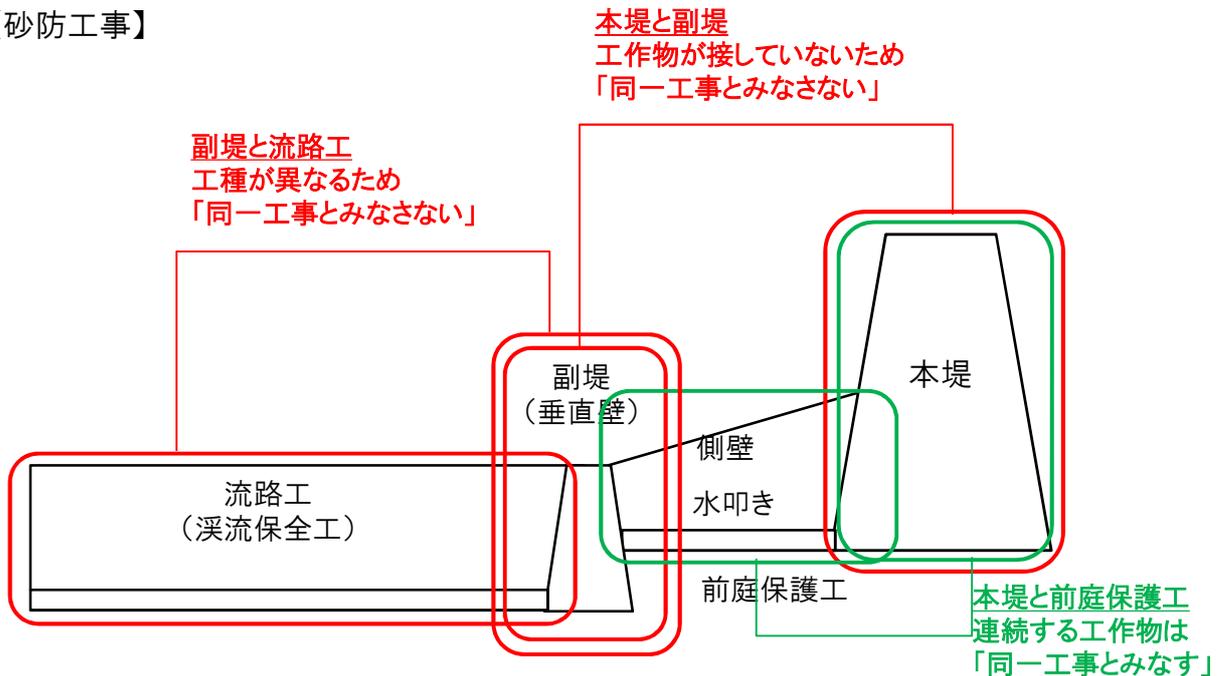
【道路工事】



【河川工事】



【砂防工事】



【土工事】

(掘削面・盛土面が接していれば)
連続する工作物は
「同一工事とみなす」

